

自立支援の取組状況（第2回検討会資料5への追加）

1 生活保護

（1）就労支援プログラム

被保護世帯の増加により、ケースワーカーの担当ケース数も増加し、処理すべき事柄も多種・多様にわたっている中で、世帯の自立支援のためには、これまで以上にきめ細かな就労指導が必要となる。そこで、ケースワーカーによる被保護者の就労指導を補助する立場として、求職・就職に当たって様々なアドバイス等を行う就労支援員を設置し、被保護者の自立を促進する。

○対象者：被保護者のうち、稼動年齢層（16歳～64歳）で就労可能と判断された者

○事業実績

	対象者	就労者数	想定削減額
平成18年度	80人	35人	4,682,000円
平成19年度	64人	14人	3,000,000円
平成20年度	28人	12人	4,000,000円
平成21年度	81人	30人	10,000,000円
平成22年度	113人	27人	9,000,000円
平成23年度	207人	96人	30,000,000円
平成24年度	323人	141人	57,900,000円
平成25年度	234人	110人	40,864,000円
平成26年度	229人	93人	24,233,000円
平成27年度	288人	119人	25,161,000円

（2）障害年金プログラム

生活保護は他法他施策優先の原則があるため、身体障害、精神障害、知的障害にある者が、障害年金制度の活用がなされないまま長期にわたり申請支援が看過される状況を改善する必要がある。被保護者自身が活用できずにいた障害年金制度を活用できるようケースワーカーが支援し、他法他施策活用の推進を図る。他法他施策活用の観点から、障害年金受給可能にも関わらず裁定請求を行うための支援をしてもらえないキーパーソンがいない被保護者については、基本的に本プログラムを適用することとなる。

対象となった被保護者に対してはケースワーカーから制度等の説明を行い、必要な手続きを支援する。

- 対象者：①身体障害者手帳、精神保健福祉手帳、療育手帳を取得しており、障害年金を受給していない保護申請者及び保護受給者
- ②傷病により就労不可と判断される保護申請者及び保護受給者
- ③知的障害が疑われるものの、療育手帳等明確な根拠のない保護申請者及び保護受給者

○事業実績

	対象者	受給決定者	削減額
平成 22 年度	39 人	4 人	データなし
平成 23 年度	47 人	4 人	9,161,102 円
平成 24 年度	101 人	13 人	6,264,820 円
平成 25 年度	76 人	7 人	5,391,970 円
平成 26 年度	55 人	7 人	7,261,388 円
平成 27 年度	65 人	13 人	10,009,698 円
平成 28 年度	70 人	7 人	10,629,725 円

※平成 28 年度については、12 月 31 日時点の数値

(3) 成年後見制度活用支援プログラム

高齢者や精神上の障害（認知症・精神障害・知的障害など）によって判断能力が不十分であると疑われる方が、不動産や預貯金などの財産管理や契約を行うことは難しい場合がある。このような方の、援助・保護を目的としたプログラムである。成年後見人選定は必要書類も多く、知識がないと行えない業務であるため、その明確化を行い、より成年後見制度の活用を促し、被保護者の自立を促進する。ケースワーカーがケースワークを行う中で、被保護者の判断能力を確認し、必要に応じて本プログラムの適用を行う。

原則、被保護者に説明を実施した上でプログラムを進めていくこととなるが、認知症等により判断能力が不十分であると疑われる場合があるため、被保護者の意思確認はもちろん、親族や関係機関と連携しながら必要な手続きを進めていくこととなる。

- 対象者：高齢者や精神上の障害（認知症・精神障害・知的障害など）によって判断能力が不十分であると疑われる者のうち、介護機関等の関係機関からも同様の認識をされている者

○事業実績

	参加者数	後見人選定決定者数
平成 20～28 年度	0 人	0 人

※平成 28 年度については、12 月 31 日時点の数値

(4) 早期自立支援プログラム（平成 22 年 3 月 31 日廃止）

保護申請から保護開始決定・地区担当員へ引継ぐまでに実施するプログラムであり、要保護者の自立に必要と思われる課題を抽出し、査察指導員が進行管理の上、地区担当へ指示を行う。個々の課題に対する解決策を取り纏めたものであるため、プログラムというよりは業務を円滑に進めるためのシステムの的なものとなっている。

本プログラムは被保護者に向けるものではなく、ケースワーカーが業務を行う上での進行管理を目的としたものである。

○対象者：保護申請者のうち、個別の支援プログラムに該当する者

○事業実績

	対象者	個別課題達成者
平成 19 年度	7 人	データなし
平成 20 年度	131 人	データなし
平成 21 年度	207 人	60 人

※県監査資料より抜粋。具体的な効果等については、個別で内容が異なるため、詳細もあわせ不明。

(5) 母子自立支援プログラム（平成 23 年 3 月 31 日廃止）

生活保護受給者のうち、母子世帯の母を対象とし、就労及び子の保育施設入所等を支援していくことにより、その世帯の経済的自立及び社会的自立を促進することを目的とする。本プログラムについては、母子世帯の個々の課題に対する解決策を取り纏めたものである。

はじめに対象となる世帯との面談を行い、課題の分析を行った上で、その課題の解決に向けた取り組みをプログラムに基づき進めていくこととしている。

○対象者：原則、全母子世帯を対象とするが、各ケースワーカーの裁量による判断で選定する。平成 20 年からは、新規開始の母子世帯を対象に変更

○事業実績

	対象者	個別課題達成者
平成 19 年度	9 人	データなし
平成 20 年度	15 人	データなし
平成 21 年度	36 人	13 人
平成 22 年度	18 人	13 人

※県監査資料より抜粋。具体的な効果等については、個別で内容が異なるため、詳細もあわせ不明。

(6) ニート・ひきこもり等支援プログラム

近年増加しているニート・ひきこもり等の就労阻害要因のない者への訪問活動を充実させ、

若年の段階から専門的な支援と関係機関との連携促進を行うことにより、保護の長期化を防ぐことを目的とする。また、不登校児童等への訪問支援とスクールカウンセラー等との連携促進により、進学又は就職を支援し、中退や卒業後に不就労状態となることを未然に防ぐことを図る。

○ひきこもり・不登校傾向にある者の状況（生活保護受給者）

	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
ひきこもり	15人	24人	16人	15人	16人
不登校傾向にある小中高生	8人	28人	13人	22人	22人

（各年度の年度末時点）

○事務内容

- ・生活保護受給中の不登校児童等への訪問支援及び進学、就職の相談業務
- ・生活保護受給中のニート・ひきこもり状況にある者の訪問業務
- ・CLCA等の支援機関や学校関係者との連絡調整事務

○自立支援員の支援実績（平成27年度実績）

- ・ひきこもり・・・・・・・・・・16人中 16人に対し支援
- ・不登校傾向にある小中高生・・・22人中 21人に対し支援

（7）ホームレス自立支援プログラム

元ホームレスの保護受給者に対して、ヒアリングにより居宅生活で営むうえでの問題状況把握に努め、居宅設営が可能かどうか判断し、居宅設営について支援を行う。また、設営後の生活について、きめ細かく指導・助言を行っていく。

ケースワーカーが訪問等により被保護者の生活状況を把握した上で、居宅設営の希望について確認を実施する。希望した被保護者に対し、本プログラムを適用している。

○対象者：無料低額宿泊所に入所しながら生活保護を受給しており、居宅設営を希望している者

○事業実績

	対象者	個別課題達成者
平成22年度	14人	10人
平成23年度	13人	13人
平成24年度	21人	20人
平成25年度	19人	18人
平成26年度	9人	8人
平成27年度	13人	12人
平成28年度	6人	5人

※平成28年度については、12月31日時点の数値

(8) 生活保護受給者等就労支援事業活用プログラム

福祉事務所とハローワークが連携してチームを組み、被保護者に対する就労支援プランの策定を行う。各種の就労支援メニューを実施する事業。

被保護者と相談しながら本プログラムを適用するか検討しており、被保護者の同意がなければ参加することができないこととなっている。

○対象者：就労能力を有し、就労意欲が高く、就労阻害要因がなく、早期適切な就労支援を行うことにより、自立の可能性が見込まれる者

○事業実績

	対象者	就労決定者数
平成 20 年度	3 人	3 人
平成 21 年度	0 人	0 人
平成 22 年度	0 人	0 人
平成 23 年度	11 人	4 人
平成 24 年度	98 人	35 人
平成 25 年度	68 人	44 人
平成 26 年度	77 人	37 人
平成 27 年度	86 人	30 人

(9) 多重債務者等支援プログラム

最低限度の生活を保障する目的で支給される生活保護費が、債務返済等によりその目的外に利用されることがある。多重債務等に陥り、返済請求を受けている被保護者の生活基盤の確保、また、債務返済を目的としての不正就労等の防止を目的としている。被保護者に対し、新規調査等の聞き取りで債務状況点検票を作成。負債額や対象者の意向を踏まえ、プログラムの適用を検討する。

はじめに対象となる世帯との面談を行い、債務の内容について確認を実施。債務整理を希望した被保護者に対し、本プログラムを適用する。

○対象者：相当額の債務（消費者金融等からの負債総額が概ね 30 万円以上）があり、自己破産や任意整理を希望した被保護者。

○事業実績

	対象者	援助方針決定者数
平成 23 年度	11 人	9 人
平成 24 年度	7 人	7 人
平成 25 年度	14 人	14 人
平成 26 年度	27 人	27 人
平成 27 年度	35 人	35 人
平成 28 年度	14 人	14 人

※平成 28 年度については、12 月 31 日時点の数値

(10) 退院促進個別援助

生活保護費において医療扶助費は約半額を占めており、その医療扶助費の大部分を占める入院医療費を削減し、また、厚生労働省も提唱している「社会的入院の解消」を推進するため、長期入院患者の退院促進を図る。

- 対象者：帰来先のない180日以上（長期）入院患者で、病状が安定しており、受け入れ条件が整えば退院可能な者又は、その他福祉事務所長が認めた者

○事業実績

	対象者	退院数	想定削減額
平成21年度	11人	3人	13,200,000円
平成22年度	39人	15人	39,600,000円
平成23年度	28人	15人	46,540,000円
平成24年度	24人	16人	41,000,000円
平成25年度	28人	16人	46,910,000円
平成26年度	28人	12人	26,990,000円
平成27年度	26人	14人	37,975,000円

【退院先】居宅設定1人、介護老人保健施設2人、高齢者専用住宅8人、救護施設1人、更生施設1人

(11) 中学・高校卒業予定者の自立支援プログラム

中学及び高校卒業予定者に対し、進路及び就職について意識づけをすることで、将来の自立に向け指導、助言を行う。対象の学年の生徒がいる世帯に対し、ケースワーカーまたは自立支援員が訪問を行い、面談を行っている。

原則、対象世帯に対し訪問、面談を実施することとしているが、被保護者が希望しない場合は実施しない。

- 対象者：中学3年生及び高校3年生（定時制にあつては4年生）

○事業実績

	中学生				高校生			
	対象者	就学	就労	非就学・非就労	対象者	就学	就労	非就学・非就労
平成23年度	29人	29人	0人	0人				
平成24年度	27人	25人	0人	2人				
平成25年度	17人	16人	0人	1人	13人	7人	5人	1人
平成26年度	22人	21人	1人	0人	25人	15人	7人	3人
平成27年度	15人	13人	0人	2人	16人	7人	6人	3人

2 生活困窮者自立支援

生活困窮者自立支援法（平成27年4月1日施行・以下「法」という。）に基づき、生活保護受給に至る前の段階における自立支援の強化を図るため、生活困窮者自立相談支援事業、住居確保給付金の支給その他生活困窮者に対する自立支援に関する措置を講ずることにより、生活困窮者の自立促進を図る

（1）自立相談支援事業

生活困窮者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、就労支援等の自立に向けたプランを作成する。

○事業実績

【平成27年度】

- ・相談件数・・・218件（月平均 18件）
- ・プラン作成数・・・27件（月平均 2.2件）

（相談内訳）

支援等の内容	件数	備考
住居確保給付金の支給	9件	
就労支援	12件	
その他支援	5件	家計・見守り・転出等に係る支援
他機関へ繋ぐ	35件	生保・フードバンク等へのつなぎ支援
相談のみ	157件	中断4件含む
合計	218件	

【平成28年度 平成28年12月現在】

- ・相談件数・・・212件（月平均 23.5件）
- ・プラン作成数・・・15件（月平均 1.6件）

（相談内訳）

支援等の内容	件数	備考
住居確保給付金の支給	9件	
就労支援	6件	
その他支援	0件	
他機関へ繋ぐ	60件	生保・フードバンク等へのつなぎ支援
相談のみ	137件	中断1件含む
合計	212件	

（2）住居確保給付金支給事業

離職により住宅を失った又はそのおそれの高い生活困窮者に対し、安定的に就職活動ができるよう、有期で家賃相当額を支給する。

○支給実績（平成26年度までは住宅支援給付のみ）

	相談件数	申請件数	受給世帯数	延べ支給月数	支給総額
平成21年度	59	28	22世帯	40月	1,917,200円
平成22年度	122	83	109世帯	495月	23,333,162円
平成23年度	105	49	87世帯	385月	17,944,900円
平成24年度	128	41	54世帯	187月	8,746,400円
平成25年度	182	19	37世帯	113月	5,317,800円
平成26年度	140	24	23世帯	47月	2,388,850円
平成27年度	218	9	19世帯	72月	3,043,600円
平成28年度	268	9	12世帯	35月	1,369,800円

※平成28年度については、12月31日時点の数値

（3）学習支援事業

生活困窮世帯の（主に生活保護受給世帯）の中学生等を対象（以下「支援対象者」という）に、学習の場の提供、本来家庭でやるべき学習の支援等を実施し、支援対象者の学力向上を図り、希望する高等学校への進学を促進させることで、安定した高等学校生活や卒業後の就職等の実現に結びつけるとともに、学習支援等を通じて社会性や協調性等を育むことにより、支援対象者の将来的な自立を図る一助とすることを目的とする。また、平成28年度より高校進学者への中退防止の支援を開始した。

○事業実績

【平成27年度】

- ・参加者の状況
- ・平成27年度の対象者 48人（中1：16人 中2：19人 中3：12人）
- …H27.4.1現在
- ・登録者数 25人

	中1	中2	中3	合計
生活保護	4人	7人	8人	19人
生活保護以外	3人	1人	2人	6人
合計	7人	8人	10人	25人

- ・参加状況（毎週土曜日：14時～17時 16時以降は調理実習等）

	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
参加	3	5	19	21	13	11	23	16	24	24	24	183

※月平均：16人

【平成28年度 平成28年12月現在】

- ・参加者の状況
- ・平成28年度の対象者 65人（中1:16人 中2:19人 中3:12人 高校:10人）
…H28.4.1現在
- ・登録者数 43人

	中1	中2	中3	高校	合計
生活保護	10人	6人	13人	8人	37人
生活保護以外	0人	3人	1人	2人	6人
合計	10人	9人	14人	10人	43人

- ・参加状況（毎週土曜日：14時～17時 16時以降は調理実習等）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	計
参加	31	22	31	50	33	40	36	44	47	334

※月平均：37人

3 自立支援プログラムに関する補助金等

○ 就労支援プログラム

生活困窮者自立相談支援事業費負担金（被保護者就労支援事業） 負担率 3/4

【平成28年度予算（歳入）】就労支援事務費：3,114千円

○ ニートひきこもり等支援プログラム

生活困窮者就労準備支援事業費等補助金 補助率 2/3

【平成28年度予算（歳入）】自立支援員報酬：666千円

○ 退院促進個別援助事業

生活困窮者就労準備支援事業費等補助金（医療扶助適正化事業） 補助率 3/4

【平成28年度予算（歳入）】退院促進員報酬：1,499千円